

同窓会会則

岐阜県立羽島高等学校

同窓会会則



岐阜県立羽島高等学校同窓会会則

(名 称)

第 1 条 本会は、岐阜県立羽島高等学校同窓会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務局は、岐阜県立羽島高等学校内に置く。

2 本会に支部を設けることができる。

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

(組 織)

第 4 条 本会は、次の会員をもって組織する。

(1) 正会員

ア 岐阜県羽島高等女学校卒業生

イ 岐阜県立羽島高等学校卒業生

ウ 中途退学者及び転学者等で、理事会において承認した者

(2) 特別会員 現職員及び旧職員

(事 業)

第 5 条 本会は、第 3 条の目的達成のため、次の事業を行う。

(1) 会員名簿の作成に関する事。

(2) 会報の発行に関する事。

(3) 母校への協力に関する事。

(4) その他目的達成のために必要な事。

(役員及び役員の選出方法)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

(1) 名誉会長 1 名 母校の現校長

- | | | | |
|-----|-----|-----|---|
| (2) | 顧問 | 若干名 | 理事会において推薦した者 |
| (3) | 会長 | 1 名 | 正会員の中から理事会において推薦し、総会において承認された者 |
| (4) | 副会長 | 若干名 | 正会員の中から理事会において推薦し、総会において承認された者 |
| (5) | 理事 | 若干名 | 幹事の中から互選されたもの及び理事会において専任された者 |
| (6) | 書記 | 2 名 | 1 名は理事会において理事の中から選出し、他の 1 名は母校に在職する職員の中から選出された者 |
| (7) | 会計 | 2 名 | 1 名は理事会において理事の中から選出し、他の 1 名は母校に在職する職員の中から選出された者 |
| (8) | 事務局 | 若干名 | 母校の現教頭、現事務長、及び同窓会担当職員とし、図書渉外部長を事務局長とする。 |

(幹事及び幹事の選出方法)

第 7 条 本会に幹事を置き、各卒業年度の各組から 2 名を互選する。

(役員及び幹事の任務)

第 8 条 役員及び幹事の任務は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|------|----------------------------------|
| (1) | 名誉会長 | 会長の諮問に応じ、各会議に加わる。 |
| (2) | 顧問 | 会長の諮問に応じ、必要により各会議に加わる。 |
| (3) | 会長 | 本会を代表し、会務を総理する。 |
| (4) | 副会長 | 会長を補佐し、会長に事故があるときは年長者がその任務を遂行する。 |

- (5) 理 事 本会の企画運営にあたる。同学年同期生への連絡等を行う。
- (6) 書 記 会議、通信等に関する事務を処理する。
- (7) 会 計 本会の会計に関する事務を処理する。
- (8) 事務局庶務 母校と同窓会間の連絡調整をする。
- (9) ※クラス幹事 同期生の連絡等を行う。（「幹事」より改称

（監査委員）

第 9 条 本会に監査委員を 2 名置き、会計並びに事業の監査を行う。

- 2 監査委員は、正会員の中から理事会において推薦し、総会において承認されたものとする。

（任 期）

第 10 条 役員、幹事及び監査委員の任期は、4 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員、幹事及び監査委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期が満了しても後任者が就任するまでは、前任者がその任務を行う。

（会 議）

第 11 条 本会の会議は次のとおりとし、必要に応じて会長が召集する。

- (1) 総 会 原則として毎年一回 11 月 3 日（文化の日）に開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

総会に附議すべき事項は、次のとおりとする。

ア 会則の改廃に関すること。

イ 事業報告並びに決算に関すること。

ウ その他理事会で必要と認めるもの。

(2) 理事会 すべての役員で構成し、本会の運営の責に任ずる。

(3) 幹事会 すべての幹事及び役員で構成し、本会の運営等に当たる。

本会の会議の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(会計)

第12条 本会の会計は、入会金、会費、寄付金、及びその他の収入をもって充てる。

正会員は、入会金及び会費を納入するものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(報告)

第14条 会員は、住所及び氏名並びにその他の移動が生じたときは、その都度、幹事並びに本会の事務局に報告するものとする。

(補則)

第15条 この会則に関し必要な事項は、別に細則で定める。

附 則 この会則は、昭和55年11月3日から施行する。

附 則 2 この会則は、平成25年11月17日から一部改正して施行する。

同窓会細則

(目 的)

第 1 条 この細則は、岐阜県立羽島高等学校同窓会細則（以下「細則」という）
会則第 1 5 条の規定により定める。

(役員等の任期)

第 2 条 会則第 1 0 条に定める役員等の任期は、昭和 5 5 年 4 月
1 日から起算して 4 年目ごととする。
2 次期役員等の選出は、任期満了の年度の総会の日までに行うものとする。

(表 彰)

第 3 条 同窓会長を務め退任された役員に対し、表彰をすることができる。
2 通算 1 0 年以上にわたり本部役員を務めた会員、及びその後
に退任された会員に対し、表彰をすることができる。
3 表彰の内容は、別途理事会において協議する。

(幹事の互選)

第 4 条 会則第 7 条に定める幹事の互選は、各組で選挙又は推薦
の方法により、近隣に在住する者のうちから選出するものとする。
2 幹事は都合により任期の途中で任務を行うことができなくな
ったときは、後任の者を選び事務局に報告するものとする。
3 前項に規定する事項で、後任の者を選出することができない
ときは、理事会で指名することができる。

(理事の互選)

第 5 条 会則第 6 条に定める理事の互選は、年度ごとの幹事のうちに選挙又は推薦の方法により、選出する。

2 理事会で選出する理事は、理事会が必要と認めた場合とする。

(役員の辞任)

第 6 条 役員が辞任しようとするときは、会長に文書で提出しなければならない。

2 会長は、辞任の届出があったときは、理事会で協議し、その理由がやむを得ないものと認めたときは、後任の役員についても協議するものとする。

(入会金及び会費)

第 7 条 会則第 1 2 条に規定する入会金及び会費は、卒業年度の 1 2 月までに納入するものとし、その金額は次のとおりとする。

(1) 入会金 5, 0 0 0 円

(2) 会 費 5, 0 0 0 円

(部活動等支援金)

第 8 条 部活動等において著しい活躍が認められた場合、次の通り部活動等支援金を支出する。

(1) 東海大会出場：生徒 1 人あたり 5, 0 0 0 円（部で上限 3 0, 0 0 0 円）

(2) 全国大会出場：生徒 1 人あたり 5, 0 0 0 円（部で上限 5 0, 0 0 0 円）

(3) その他著しい成果をあげ、同窓会長および学校長が認めた場合、生徒 1 人あたり
5, 0 0 0 円（部活動等で上限 5 0, 0 0 0 円）

(委 任)

第 9 条 この細則に関し必要な事項は、理事会で協議して決める。

2 細則の改正を行ったときは、総会に報告しなければならない。

附 則 この会則は、昭和 5 6 年 1 0 月 2 4 日から運用する。

平成 1 1 年 1 1 月 2 2 日 一部改正

平成 2 4 年 1 0 月 2 0 日 一部改正

平成 3 0 年 1 1 月 4 日一部改正